

白井市における暫定的放射性物質除染計画等基本方針

平成23年11月5日

1. 暫定的除染計画

環境省から「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が発表されました。

この「特措法」第三十六条第一項によると、事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染実施計画を講ずるとあり、平成24年1月1日に施行されます。

市ではそれまでの間、平成23年9月5日付けの「白井市放射線量低減策基本方針」を廃止し、新たに「白井市における暫定的放射性物質除染計画等基本方針」を以下に示します。

(1) 暫定的除染基準値

「特措法第三十六条第一項に係る環境省令（案）」を参考にし、市が除染を行う暫定的基準値を地上から50cmの地点で毎時0.23マイクロシーベルト以上とします。

(2) 除染対策優先順位

子どもたちの安全を考え、市が行った空間放射線量測定結果の最新の値が暫定的除染基準値である地上から50cmの地点で毎時0.23マイクロシーベルト以上の保育園、幼稚園、小・中学校を優先して除染を行います。

※ただし、砂場の場合は子どもの行動を考慮に入れて地上から5cmの地点で判断します。

【優先的除染対象区域】

対象地点	対象施設
グラウンド	白井第二小学校、白井中学校
集水溝	保育園、幼稚園、小・中学校全施設
砂場	白井第一小学校、白井第三小学校、七次台小学校、南山小学校 桜台小学校、池の上小学校、七次台中学校

上記施設以外についても、調査実施のうえ除染計画において対象施設を特定し、段階的に対策を講じます。

(3) 除染方法

掃き直し、覆土、土壌の削り取り、落葉・落枝の除去、高圧水等による洗浄等を講じます。

(4) 局所的な除染

雨どい下や落葉等が吹きたまるような地点で局所的に線量が高い地点は、その都度除染を行います。

(5) 除染物の処分方法

削り取り等により発生した除染物は原則として発生した敷地内で適切に管理を行います。

(6) 除染期間

優先的除染対象区域は平成24年3月末日までに完了します。

(7) 計画の推進

①推進体制

今後の計画及び対策は白井市放射線対策本部を設置して行います。

②実施状況の公表

除染作業の実施状況及び除染結果等については市のホームページ、広報等でお知らせします。

2. 今後の測定及び公表

測定にあたっての場所、測定方法、公表方法は次に定めます。

(1) 測定場所

- ・市内全ての保育園、幼稚園、小・中学校、公園及び子どもの遊び場、道路側溝等局所的に高いと予想される地点、その他公共施設

(2) 測定地点

①室内：園舎、校舎の各階教室等1か所及び体育館等

高さは保育園・小学校：床上50cm、中学校：床上100cm

②屋外：敷地中心部、砂場及び側溝・草地等

高さは敷地中心部：地上50cm及び100cm、砂場：地上5cm

側溝・草地等：地上50cm

(3) 測定方法

1 回目は3分経過後、2回目以降30秒ごとに数値を読み、5回の平均値を求める。

※側溝・草地等は3分経過後の数値を測定値とします。

(4) 測定頻度及び公表

毎月1回測定し、測定後はホームページ等で速やかに公表します。

3. 学校等におけるモニタリング

保育園・学校においては、教員等に簡易型積算線量計を24時間携帯させ、線量の測定を行います。

4. 放射線測定器の貸出しについて

放射線測定器の貸出しを行います。詳細は「白井市放射線量測定器貸出要領」を参照してください。

5. 私立保育園・幼稚園への対応

この方針の取り組みについては、出来る限り協力を求め、支援を行っていきます。

6. 民有地等への対応

(1) 市民が行う除染、清掃については支援します。

(2) 民有地内で除去した土砂物も、国の方針が決まっておりませんので、その土地内で一時保管をお願いします。

7. 市民との協働

一部の除染作業については職員と市民の皆様との協働により行っておりますが、今回の暫定的除染実施計画により、更なる除染が必要となることから、今後についても市民の皆様と共に作業を行っていきたいと考えております。